

第92回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

- 連結計算書類の連結注記表 … 1～9 ページ
- 計算書類の個別注記表 … 10～13 ページ
- 事業報告の業務の適正を確保するための体制 … 14～17 ページ

不二製油グループ本社株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」ならびに「事業報告の業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.fujioilholdings.com/>) に掲載することにより株主のみなさまへご提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 40社
- ・主要な連結子会社の名称 不二製油株式会社
FUJI OIL ASIA PTE. LTD.
FUJI SPECIALTIES, INC.
Blommer Chocolate Company
FUJI OIL EUROPE
HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA (旧 HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS S.A.)

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社フジサニーライフ
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数

5社

- ・主要な会社等の名称 PT.MUSIM MAS-FUJI
UNIFUJI SDN. BHD.

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社フジサニーライフ
株式会社大新
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益および利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

持分法適用非連結子会社であったFUJI OIL GHANA LIMITED (旧 INTERNATIONAL OILS AND FATS LTD.)は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

Fuji Brandenburg GmbHを新設し、連結の範囲に含めております。

Grand Heritage International Trading (Shanghai) Co.Ltd.は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

山東龍藤不二食品有限公司は全持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

持分法非適用関連会社であったUNIFUJI SDN. BHD.は重要性が増したため、持分法の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、不二（中国）投資有限公司、HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA他6社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては3月31日に仮決算を行っております。

INDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITEDは決算日が6月30日のため12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

Blommer Chocolate Company 他8社の会計期間は年52週間で、決算日は5月31日に最も近い日曜日のため2020年1月26日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(連結子会社の事業年度に関する事項の変更)

従来、決算日が12月31日であったFUJI OIL ASIA PTE. LTD.、FUJI SPECIALTIES, INC.、FUJI OIL EUROPE他16社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行ってまいりましたが、マネジメントサイクルを統一することでグループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示により経営の透明性を更に高めることを目的として、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更または連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度は、当該在外連結子会社については2019年1月1日から2020年3月31日までの15ヵ月を連結し、連結損益計算書を通して調整しております。

なお、当該在外連結子会社の2020年1月1日から2020年3月31日までの売上高は28,660百万円、営業利益は2,404百万円、経常利益は3,068百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,210百万円であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）に、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブの評価は、時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 3年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（20年以内）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用し、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

⑥ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、原則として20年間以内で均等償却しております。

但し、金額の僅少なものについては発生時に一括で償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により定額法による費用処理をしております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ. 当社および一部の連結子会社は連結納税制度を適用しております。

(6) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループのIFRSを適用している海外連結子会社は、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

過去にオペレーティングリースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日に、使用権資産およびリース負債を認識しております。

本基準の適用に伴い、当連結会計年度期首の有形固定資産のその他が2,913百万円、流動負債のその他が226百万円、固定負債のその他が2,097百万円それぞれ増加しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社および国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループは、2020年度までの中期経営計画として、今後国内・海外での事業展開の基礎となるグローバル経営基盤の確立を目指しております。その一環として、固定資産の減価償却方法を統一することで、投資判断や業績管理により有用な情報を提供できると判断いたしました。また、有形固定資産の使用状況を検討した結果、安定的な設備稼動が見込まれることから、定額法により耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断しております。

この結果、従来の方によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,182百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 216,629百万円
- (2) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額116百万円（機械装置及び運搬具116百万円）および、保険差益による圧縮記帳額919百万円（建物及び構築物4百万円、機械装置及び運搬具915百万円）が控除されております。

(3) 偶発債務

非連結子会社および関連会社の金融機関からの借入に対する債務保証

UNIFUJI SDN. BHD.	2,856百万円 ※ 1
FREYABADI (THAILAND) CO.,LTD.	440百万円 ※ 2
PT. MUSIM MAS-FUJI	217百万円 ※ 3
3F FUJI FOODS PRIVATE LIMITED	116百万円
FUJI OIL (PHILIPPINES) ,INC.	68百万円

※ 1 上記のうち1,135百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けており、584百万円は他社の保証に対し当社からの再保証を行っております。

※ 2 上記のうち220百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けております。

※ 3 上記のうち111百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けております。

(4) 担保資産および担保付債務

担保に供されている資産は次のとおりであります。

受取手形及び売掛金	6,275百万円
商品及び製品	10,901百万円
原材料及び貯蔵品	10,269百万円
建物及び構築物	2,091百万円
機械装置及び運搬具	3,720百万円
土地	290百万円
計	33,546百万円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	19,795百万円
長期借入金	2,179百万円
計	21,974百万円

(5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
大豆たん白食品製造設備	建物、機械装置等	兵庫県篠山市	276
物流倉庫	建物、機械装置等	大阪府泉佐野市	241
ひまわり油搾油設備	建物、機械装置等	タイ	160
社宅	土地、建物等	茨城県つくばみらい市	66
輸入素材製造設備	機械装置等	シンガポール	63
物流倉庫設備	建物等	埼玉県草加市	51
豆乳製造設備	建物、機械装置等	大阪府泉佐野市	41

当社グループは、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

大豆たん白食品製造設備につきましては、収益性の低下により回収可能性が認められなくなったため、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物208百万円、機械装置及び運搬具62百万円、その他5百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローの回収可能性が認められないと判断したため、該当する資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

物流倉庫につきましては、使用停止の決定に伴い該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物236百万円、機械装置及び運搬具0百万円、その他4百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額は正味売却価額によっておりますが、売却や他の転用が困難な資産であるため、該当する資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ひまわり油搾油設備につきましては、使用停止の決定に伴い該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物47百万円、機械装置及び運搬具112百万円、その他0百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローの回収可能性が認められないと判断したため、該当する資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

社宅につきましては、閉鎖の決定に伴い該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地60百万円、建物及び構築物5百万円であります。減損損失の測定における回収可能価額は契約に基づく売却予定額によっております。

輸入素材製造設備につきましては、使用停止の決定に伴い該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具62百万円、その他0百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローの回収可能性が認められないと判断したため、該当する資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

物流倉庫設備につきましては、使用停止の決定に伴い該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物50百万円、その他0百万円であります。なお、減損損失の測定における回収可能価額は正味売却価額によっておりますが、売却や他の転用が困難な資産であるため、該当する資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

豆乳製造設備につきましては、継続的に営業損失を計上しているため該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物11百万円、機械装置及び運搬具29百万円、その他0百万円あります。減損損失の測定における回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないと判断したため、該当する資産の帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,569千株	－千株	－千株	87,569千株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,611千株	0千株	－千株	1,611千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年6月20日開催の第91回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,148百万円
- ・1株当たり配当額 25.00円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月21日

ロ. 2019年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,320百万円
- ・1株当たり配当額 27.00円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2020年6月18日開催予定の第92回定時株主総会において次のとおり決議いたします。

・配当金の総額	2,492百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	29.00円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月19日

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、通貨関連では原則として外貨建債権債務の残高および成約高の範囲内で為替予約取引を利用することとしております。金利関連では将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、対象となる債務の残高の範囲内で金利スワップおよび金利通貨スワップを利用することとしております。また、商品関連では主として成約高の範囲内でコモディティスワップを利用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、定期的に信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。原料等の輸入に伴う外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引や関係会社株式取得に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期の資金調達の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、原材料に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引および金利通貨スワップ取引であります。通常の営業取引に係る為替予約取引は担当部門ごとに、また、食料の先物取引は原料調達部門において、取引権限および取引限度額等に関する社内ルールに基づき行っております。ポジション管理はそれぞれの部門ごとに行っておりますが、経理部門において取引状況、残高および評価損益をチェックする体制をとっております。なお、全体のポジションについては、定期的に、取締役会等に報告しております。通貨関連、商品関連および金利関連ともに、取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手銀行、商社あるいは取引所会員を相手として取引を行っているため、契約が履行されないことによる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する正味の債権・債務の純額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次に含めておりません。(注2) 参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,589	18,589	—
(2) 受取手形及び売掛金	65,749	65,749	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	5,328	5,328	—
資産計	89,667	89,667	—
(1) 支払手形及び買掛金	26,671	26,671	—
(2) 短期借入金	26,907	26,907	—
(3) コマーシャルペーパー	10,000	10,000	—
(4) 社債	45,000	45,138	138
(5) 長期借入金(※1)	64,324	63,771	△552
負債計	172,904	172,489	△414
デリバティブ取引(※2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(458)	(458)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	170	170	—
デリバティブ計	(287)	(287)	—

(※1) 長期借入金は、1年内返済予定長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャルペーパー

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づいて算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており、当該金利スワップまたは金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引については、取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものまたは金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,805百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,808円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	190円51銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるトーラク株式会社（以下、「トーラク」といいます。）の全株式を丸大食品株式会社（以下、「丸大食品」といいます。）に譲渡することを決議し、2020年7月1日付で全株式を譲渡する予定であります。本株式譲渡に伴い、トーラクは、当社の連結の範囲から除外されることとなります。

(1) 株式譲渡の理由

当社グループは、世界的な人口増加、健康志向の拡大、高齢化への対応といった社会が直面する課題を植物素材を用いた食の力で解決する“Plant-Based Food Solutions”を掲げており、中期経営計画「Towards a Further Leap 2020」において、成長戦略を推進し、大きく変化する市場を捉え、成長する市場・強みを発揮できる市場に展開を図っております。

トーラク株式会社は、チルドカップデザート、神戸を代表するお土産の一つとして多くの皆さまに愛されております「神戸プリン」やホイップ済みクリームとしてトッピングを誇る「らくらくホイップ」などの知名度の高いブランドや商品を保有し事業活動を行っておりますが、同社の日本市場における更なる発展、当社グループのコアコンピタンス強化の更なる追求のため、株式譲渡契約書を締結いたしました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

丸大食品株式会社

(3) 株式譲渡日

2020年7月1日（予定）

(4) 当該子会社の名称、事業内容および当社との取引関係

①名称 トーラク株式会社

②事業内容 乳加工食品の製造販売

③当社との取引関係 当社はトーラクに資金の貸付をしております。

また、当社の連結子会社不二製油株式会社および株式会社フジサニーフーズと営業取引関係があります。

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益および譲渡後の所有株式数

①譲渡株式数 10,000株（議決権所有割合：100%）

②譲渡価額 1,200百万円

③譲渡損 本件譲渡による連結財務諸表に与える影響は軽微なものを見込んでおります。

④譲渡後の所有株式数 0株（議決権所有割合：0%）

9. 企業結合等に関する注記

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2019年1月28日に行われたBlommer Chocolate Companyとの企業結合について、前連結会計年度末において暫定的な処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、当該見直しの内容は次のとおりであります。

(1) 配分額の見直しの内容

修正科目	のれんの修正金額
のれん（修正前）	43,374百万円
無形固定資産	△22,832百万円
有形固定資産	△4,281百万円
繰延税金負債	7,135百万円
取得原価の価額調整等	△25百万円
修正金額合計	△20,003百万円
のれん（修正後）	23,371百万円

(2) のれんおよびのれん以外に配分された無形固定資産の償却方法および償却期間

のれん	15年にわたる均等償却
顧客関連資産	20年にわたる均等償却
商標権	20年にわたる均等償却

10. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- ② デリバティブの評価は、時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法について

有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却しております。

(3) 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用し、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度を適用しております。

(7) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用してはりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社グループは、2020年度までの中期経営計画として、今後国内・海外での事業展開の基礎となるグローバル経営基盤の確立を目指しております。その一環として、固定資産の減価償却方法を統一することで、投資判断や業績管理により有用な情報を提供できると判断いたしました。また、有形固定資産の使用状況を検討した結果、安定的な設備稼働が見込まれることから、定額法により耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9百万円
(2) 担保に供している資産	
該当事項はありません。	
(3) 偶発債務	
関係会社における金融機関からの借入に対する債務保証	
FUJI OIL EUROPE	2,963百万円
UNIFUJI SDN. BHD.	2,856百万円※1※2
FUJI GLOBAL CHOCOLATE (M) SDN. BHD.	1,513百万円
FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.	835百万円
INDUSTRIAL FOOD SERVICES PTY LIMITED	506百万円
不二製油(肇慶)有限公司	473百万円
FREYABADI (THAILAND) CO., LTD.	440百万円※1
FUJI VEGETABLE OIL, INC.	326百万円
天津不二蛋白有限公司	290百万円
PT. MUSIM MAS-FUJI	217百万円※1
3F FUJI FOODS PRIVATE LIMITED	116百万円
FUJI OIL (PHILIPPINES), INC.	68百万円
取引保証	
株式会社フジサニーフーズ	26百万円
※1 上記の債務保証に対して、他社から再保証を受けている金額は以下のとおりであります。	
UNIFUJI SDN. BHD.	1,135百万円
FREYABADI (THAILAND) CO., LTD.	220百万円
PT. MUSIM MAS-FUJI	111百万円
※2 上記の債務保証のうち、当社が再保証を行っている金額は以下のとおりであります。	
UNIFUJI SDN. BHD.	584百万円
(4) 受取手形割引高	
該当事項はありません。	
(5) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	21,526百万円
② 長期金銭債権	10,673百万円
③ 短期金銭債務	2,179百万円
④ 長期金銭債務	0百万円
(6) 親会社株式の各表示区分別の金額	
該当事項はありません。	

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 営業収益	13,146百万円
② 営業費用	1,120百万円
③ 営業取引以外の収益	380百万円
③ 営業取引以外の費用	26百万円

(2) 減損損失

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
社宅	土地	茨城県つくばみらい市	60

当社は、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

上記資産につきましては、閉鎖の決定に伴い該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失の測定における回収可能価額は、契約に基づく売却予定額によっております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,611千株	0千株	一千株	1,611千株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	2,562百万円
会社分割に伴う子会社株式	442百万円
減損損失	48百万円
関係会社貸倒引当金	165百万円
賞与引当金	64百万円
上場株式評価損	29百万円
未払事業税	33百万円
その他	87百万円
繰延税金資産小計	3,435百万円
評価性引当額	△2,512百万円
繰延税金資産合計	922百万円
繰延税金負債との相殺	△922百万円
繰延税金資産の純額	百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	908百万円
買換資産積立金	132百万円
その他	15百万円
繰延税金負債合計	1,056百万円
繰延税金資産との相殺	△922百万円
繰延税金負債の純額	134百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△24.4%
交際費等一時差異でない項目	0.7%
住民税均等割額	0.1%
税額控除	△0.6%
評価性引当額	△2.0%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.1%

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注1)	科目	期末残高(百万円) (注1)
子会社	不二製油株式会社	500百万円	地域統括、食用油脂、製菓、製パン、原材料、大豆たん白製品の製造・販売	100.0	資金の援助 役員の兼任 動産等の賃借	営業収益	11,280	未収入金	375
						賃借料 (注2)	727	—	—
						資金の貸付 (注3)	15,479	短期貸付金	5,479
								長期貸付金	10,000
						利息の受取 (注3)	81	—	—
子会社	Blommer Chocolate Company	US\$ 19千	チョコレート製品の製造・販売、ココア豆加工事業	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	6,469	短期貸付金	6,469
						利息の受取 (注3)	227	未収入金	266
子会社	FUJI OIL EUROPE	EUR17,900千	食用油脂、チョコレートの製造・販売	99.3 (100.0)	役員の兼任	債務保証 (注4)	2,963	—	—
関連会社	UNIFUJI SDN. BHD.	RM60,000千	食用油脂の製造・販売	50.0 (50.0)	—	債務保証 (注4)	2,856	—	—

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()は間接所有割合であり、内数であります。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めております。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

(注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 債務保証は銀行借入に対するものであり、取引金額は2020年3月31日現在の残高であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,488円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 104円44銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

事業報告の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の基本方針および運用状況の概要は以下のとおりであります。

<p>1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>【基本方針】</p> <p>1) 取締役および使用人は、2015年10月のグループ本社制への移行に際し、従来の「経営基本方針」の基本精神を承継しながらも、我々の使命、目指す姿、行動する上で持つべき価値観、行動原則を明文化した「不二製油グループ憲法」を策定し、これに則り行動するものとする。</p> <p>2) 当社は、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置し、役員選任および役員報酬決定のプロセスの透明化を図るものとする。</p> <p>3) 当社において「不二製油グループ憲法」の行動原則、法令違反、コンプライアンスに反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合は、使用人は「内部通報制度」により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。また、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士が「通報窓口」を担当することにより、運用面での実効性を図る。また、海外のグループ会社に対しては、多言語対応の通報窓口（名称：コンプライアンス・ヘルプライン）を設置し、不二製油グループ全体でのコンプライアンス体制の強化を図る。</p> <p>4) 当社は、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本とする。</p> <p>5) 当社は、内部監査部門として内部監査グループを設置する。内部監査グループは、法令、定款、社内諸規程の遵守状況につき、内部監査を実施し取締役会に結果を報告する。</p>
	<p>【運用状況】</p> <p>1) 我々の使命、目指す姿、行動する上で持つべき価値観、行動原則を明文化した「不二製油グループ憲法」を全グループに浸透させるため、各社、各部門において部門研修等の機会を利用して「不二製油グループ憲法」をテーマにしたディスカッションを行っている他、社内集会等でもテーマとして取り扱う等の活動を継続しております。</p> <p>2) 2015年10月より役員選任および役員報酬決定のプロセスの透明化を図る「指名・報酬諮問委員会」を設置し、今期は15回開催しております。社外取締役である三品和広氏を委員長として、社外取締役である上野祐子氏、西秀訓氏、代表取締役社長ならびに人事担当役員の計5名の委員にて、役員候補者の選定や役員報酬について審議・検討を行っております。</p> <p>3) 当社グループでは、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンスをテーマとする集合研修、eラーニングによるコンプライアンス教育、コンプライアンスに関する意識調査を実施する他、コンプライアンス・ポータルサイトを運用し、取締役および従業員への企業倫理および社内ルールの教育活動を行っております。また、内部通報体制として、国内では外部の弁護士が「通報窓口」を担当する「社内通報制度」および海外のグループ会社に対しては、多言語対応の通報窓口（名称：コンプライアンス・ヘルプライン）を設置し、不二製油グループ全体でのグローバル・コンプライアンス体制を整備しております。</p> <p>4) 当社および当社グループ会社は反社会的な勢力とは一切接触を持たず、毅然とした態度を貫くことを基本方針としており、取締役および全社員に周知しております。</p> <p>5) 内部監査を行う内部監査グループは、毎期、内部監査計画を策定し、当社および国内外のグループ子会社について各種監査を実施しています。</p>
<p>2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制</p>	<p>【基本方針】</p> <p>当社は、法令で定める法定文書の他、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、「文書管理規程」「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存および管理する。</p> <p>【運用状況】</p> <p>取締役会関連文書等は、法令および社内規程に基づき保存年限および所轄部署等を定めて適切に管理しています。</p>

<p>3 損失の危険の管理に関する規程 その他の体制</p>	<p>【基本方針】 当社は経営陣が認識するリスク、マテリアリティマップ、不二製油グループ各社のリスクマップなど、グループを取り巻く環境を踏まえた情報ソースから、全社リスクマネジメント機関である経営会議において全社重要リスクを選定し、対応策の立案、実施、進捗確認、評価・改善等を行い、全社重要リスクの管理を行う。また、経営会議におけるそれらの検討・対応内容は年に1回以上、モニタリング機関である取締役会に報告を行う。なお、危機発生時にはグループ全体に対する影響の重大さに応じて、グループ各社の社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行う。</p> <p>【運用状況】 当事業年度においては、全社リスクマネジメント体制を構築し、全社重要リスクの選定、対応策の策定を実施しました。次事業年度は全社リスクマネジメント体制をしっかりと機能させ、更なる強化を図ります。</p>
<p>4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【基本方針】 1) 当社は、意思決定の迅速化のため職務分掌および職務権限に関する社内規程を整備し、権限と責任を明確にするとともに、重要事項については、原則として毎月2回開催される社長および業務執行取締役を主なメンバーとする経営会議での審議を踏まえて社長および取締役会の意思決定に資するものとする。 2) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告を行う。 3) 当社は、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確にする。 4) 当社は、営業成績の進捗状況を的確、タイムリーに把握するための管理会計システムを整備し、この実践的運用を通じ、変化に対しスピーディーに対処する体制を構築する。</p> <p>【運用状況】 当社グループは、意思決定の迅速化と効率的なグループ経営の推進のため、純粋持株会社体制を採用し、経営の監督と執行の分離を推進することにより、グループ全体としての経営管理強化と地域統括会社への権限委譲に取り組んでおります。 当社は、当社グループにおける一定額以上の投資案件の審議のため、事業投資審査会または設備投資審査会を適時開催するとともに、重要な案件については当社取締役会にて決議を行っております。 当社は、取締役会の実効性および客観性を高め、更なるガバナンスの向上を図ることを目的として、第三者機関のアンケートおよびインタビューによる評価方法を採用し、実施しております。</p>
<p>5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>【基本方針】 1) 当社は「不二マネジメント規程」を定め、グループ会社への統括事項やそれらの主管部門・責任者を規定する。当社は、グループ会社に対し、「決裁権限基準及び運用規程」に定める重要項目については当社の承認を得、報告を行うことを義務付ける。 2) 当社は、グループ会社の経営に責任と権限を持ち、グループ会社に対し「不二製油グループ憲法」「不二製油グループリスクマネジメント規程」が適切に実施されるよう助言指導するとともに、グループ会社全体のリスクおよびコンプライアンスを管理するため、企業規模や組織体制等に応じた適切なリスク管理体制およびコンプライアンス体制を構築させる。 3) 内部監査グループ（内部監査部門）および監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査し、是正が必要な場合には助言、勧告を行うとともに、内部監査グループは監査結果を取締役に報告する。 4) 当社は、「不二マネジメント規程」および他関連規程により、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織等に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。</p>

<p>5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>【運用状況】 「不二製油グループ憲法」の趣旨の共有化、多言語対応の内部通報・相談窓口制度を導入すること等、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っております。 当事業年度においては、グループ全体にわたって、コンプライアンス、情報セキュリティに関わるe-ラーニングを実施しました。また、主要グループ各社においてコンプライアンス研修を開催する他、リスクアセスメント結果に基づくフィードバックを行いました。 内部監査グループ（内部監査部門）は、当社およびグループ会社の内部監査結果ならびに業務の適正に関する提言について適時取締役会に報告を行いました。</p>
<p>6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項</p>	<p>【基本方針】 監査役は、必要に応じて監査役業務を補助する使用人をおくことができる。監査役の補助使用人は、業務の独立性や効率性の観点から専任であることが望ましいが、他部門との兼務者を監査役の補助人とすることがある。この場合、当該使用人の監査役の補助人としての業務に係る能力考課・業績考課は監査役が行い、また、当該使用人の異動には監査役の同意を必要とする。</p> <p>【運用状況】 監査役は、必要に応じて監査役業務を補助する使用人をおくことができる。監査役は、必要に応じて監査役業務を補助する使用人をおくことができる。監査役の補助使用人は、業務の独立性や効率性の観点から専任であることが望ましいが、他部門との兼務者を監査役の補助人とすることがある。この場合、当該使用人の監査役の補助人としての業務に係る能力考課・業績考課は監査役が行い、また、当該使用人の異動には監査役の同意を必要とする。</p>
<p>7 監査役への報告に関する体制</p>	<p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。 2) 取締役は、以下の事項につき速やかに監査役に報告する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 会社の信用を大きく低下させた、またはさせる恐れのあるもの ② 会社業績に大きく悪影響を与えた、または与える恐れのあるもの ③ 法令・定款又は「不二製油グループ憲法」に反し、その影響が重大なもの、またはその恐れがあるもの ④ その他上記に準じる事項 3) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。 4) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。 5) 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。 6) 当社は、内部通報（対象地域：日本）およびコンプライアンス・ヘルプライン（対象地域：日本以外）の通報内容については、直接的又は間接的に常勤監査役に報告を行う。 <p>【運用状況】 当社監査役全員は、当事業年度に開催した全16回の取締役会（定時および臨時）に全て（在任期間中）出席しております。また、経営会議等重要な会議にも出席しております。 取締役の職務の執行状況については、原則月1回の代表取締役の面談のほか、業務執行取締役と面談しております。 当社および当社グループ会社の取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応しております。 当社監査役会は、当社および当社グループ会社（海外を含む）に、往査を行っており、取締役、監査役および使用人により必要な報告を受けております。 当社は、国内、海外において内部通報システムを整備しております。通報内容については、客観性、独立性の視点内容の如何に関わらず常勤監査役に報告を行っており、その状況については適宜、監査役会にて報告を行っております。</p>

<p>8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。 2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査グループ（内部監査部門）、会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。 3) 監査役会は、独自意見を形成するため必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。 4) 当社は、監査役がその職務の執行に関して、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。 <p>【運用状況】</p> <p>当社監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は原則として月次で開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。</p> <p>また、監査役は経営会議等重要な会議に出席するほか、海外グループ会社を含む子会社往査の実施、内部監査グループとのミーティングおよび監査活動での協働、会計監査人とのミーティング、監査役・内部監査部門・会計監査人による連携により、監査の実効性向上に努めております。</p>
<p>9 財務報告の適正性を確保するための体制</p>	<p>【基本方針】</p> <p>財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図る。</p> <p>【運用状況】</p> <p>内部監査については、内部監査グループが当社および当社グループ会社を対象として、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況を監査しております。内部監査の結果については、当社および国内事業会社を統括する不二製油株式会社の取締役会および経営会議、また監査役および関連部署へ報告するとともに、直接課題提起、改善提案を行うことで、内部統制システムの向上に努めております。</p>